

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年 度
条 例 名	神奈川県条例等の公布に関する条例		
条 例 番 号	昭和 25 年神奈川県条例第 39 号	法 規 集	第 1 編第 1 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部法務文書課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 16 条第 4 項の規定に基づき、神奈川県条例等の公布について公布の方法など必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	地方自治法第 16 条第 4 項の規定において、条例の公布に関する必要な事項は「条例で定めなければならない」とされていることから、公布に関する事項を定めた条例は必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例の公布を「公報」により行うことは、「公布」の趣旨を踏まえた有効な手法である。 公報の発行ができない場合の掲示に関する規定について、運用実態を踏まえて改正を検討する必要がある。	公布した条例数 19 年度 78 条例 18 年度 80 条例 17 年度 96 条例 16 年度 120 条例 15 年度 75 条例
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	条例の公布のための「公報発行事務」については、民間への業務委託や発行部数の見直しにより、効率的なものとなっている。	公報発行部数（4 月 1 日） 19 年度 580 部 18 年度 710 部 17 年度 710 部 16 年度 710 部 15 年度 1,550 部
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合している）	公報発行事務については、その事務の多くを業務委託しており、「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方自治法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	公報の発行ができない場合の掲示に関する規定について運用実態を踏まえるとともに、時代にそぐわない表現など用語の整理を含め、改正を検討する。	
次回見直し予定	未 定	見直し規定の有無	有 無